

倉庫業法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 3 条では、倉庫業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない、法第 6 条第 1 項第 4 号より倉庫の種類に応じて倉庫業法施行規則（昭和 31 年運輸省令第 59 号。以下「規則」という。）で定められた基準を満たす必要がある。

今般、近年の冷凍食品の保管量増加に伴い、適切な温度設定による余分なエネルギーコストの削減が倉庫業者の経営改善において益々重要となっている状況を踏まえ、保管される品目に応じた適切な温度帯設定に基づいた冷蔵倉庫の倉庫整備が可能となるよう、現行の温度帯区分を適正化することに伴い、規則の様式について所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）倉庫業者登録簿の一部改正（第三号様式関係）

規則第 3 条の 2 において、登録簿の様式として規則第三号様式を使用することとなっているところ、温度帯区分の細分化に伴い当該様式の記載欄を適正化する。

（2）経過措置（附則関係）

法第 3 条の規定に基づき既に登録されている事業者については、なお従前の取り扱いとする旨の経過措置を定めることとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 3 月

施 行：令和 6 年 4 月 1 日